(様式1) 阪教総第538号

令和5年1月26日

文部科学大臣 殿

阪南市長 水 野 謙 二

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第4項に基づき、 下記のとおり施設整備計画を提出します。

記

- 1. 施設整備計画の名称 阪南市公立学校等施設整備計画
- 2. 計画期間

令和4年度~令和6年度(3年間)

(担当)

阪南市教育委員会教育総務課 堀野

電話:072-489-4540

E-mail kyouiku-s@city.hannan.lg.jp

(様式2)

3. 施認	段整備計画の目標
(1)	老朽化対策を図る整備
<u> </u>	
(2)	新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備
(3)	教室不足の解消等を図る整備
	教育環境の質的な向上を図る整備
避	取東中学校のトイレ改修をⅠ期工事とⅡ期工事に分け全面改修を行う。 離所に指定されている、鳥取東中学校の校舎・屋内運動場のトイレの改修を行うとともに、多目 イレの整備も併せて行いバリアフリー化も進める。
(5)	施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

(1) 現在の学校等の整備状況

学校等							
小学校							
中学校							
義務教育学校							
中等教育学校(前期課程)							
特別支援学校(小学部及び中学部)							
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む。)							
幼保連携型認定こども園							
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む。)							
教員及び職員のための住宅							
学校給食施設	単独校調理場		箇所				
	共同調理場	1	箇所				
スポーツ施設	ツ施設 学校水泳プール						
	学校武道場	1	箇所				
		箇所					

(2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画 ^{※1}	有	令和3年3月
国土強靭化地域計画 ^{※2}	有	令和2年6月

^{※1} インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画期間終了後、学校での使用状態を聞き取るとともに、教育委員会での評価を行う。 評価結果は市のホームページで公表する。	

^{※2} 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法(平成25年法律第95号)

(様式3)

6. 施設整備計画の目標を達成するために必要な改築等事業に関する事項(学校ごと)

	目標	事業区分	整備方針			事業全体の整備面積等 【負担金事業を含む】		事業全体の概算工事費 【負担金事業を含む】		事業実施		
学校等の名称			事業単位	建物区分	構造 区分	全事業期間 (契約~完成)	(㎡、箇所 等)	うち、 補助対象 面積等	(千円)	うち、対象内 実工事費 (千円)	年度 (予定)	備考
鳥取東中学校(I期工事)	(4)	07	大規模改造(トイレ)	校	_	R5.2~R5.3	136	136	45,220	45,220	令和4年度	
鳥取東中学校(I 期工事)	(4)	07	大規模改造(トイレ)	屋	_	R5.2~R5.3	17	17	5,652	5,652	令和4年度	
鳥取東中学校(I 期工事)	(4)	07	大規模改造(トイレ)	校	_	R5.2~R5.3	3	3	997	997	令和4年度	
鳥取東中学校(I期工事)	(4)	07	大規模改造(トイレ)	屋	_	R5.2~R5.3	5	5	1,662	1,662	令和4年度	
鳥取東中学校(Ⅱ期工事)	(4)	07	大規模改造(トイレ)	校		R6.6∼R7.3	150	150	49,875	49,875	令和6年度	
計									103,406	103,406		
(参考)負担金事業												